


ほけんだより

学校感染症号②
平成 29年 11月 21日発行
明石市立明石商業高等学校

学校保健安全法施行規則により、下記の感染症は「学校において予防すべき感染症」として定められています。生徒が下記の感染症であると医師より診断を受けた場合は、本人の休養・安静と、他者への感染・流行を防ぐため、出席停止扱いとなります。診断を受けた場合は担任または養護教諭に連絡し、医師による登校の許可が出るまで家庭で休養してください。

なお、治癒後の登校については、必ず医師の診断を受け、医療機関で裏面「感染症登校（園）許可書」を記入していただいてから登校するようにしてください。

	病名	出席停止期間の基準
第1種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（病原体がベータコロナウィルス属 SARS コロナウィルスであるものに限る。）、中東呼吸器症候群（病原体がベータコロナウィルス属 MERS コロナウィルスであるものに限る。）及び特定鳥インフルエンザ	治癒するまで 
第2種	インフルエンザ（特定鳥インフルエンザを除く。）	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹（はしか）	解熱した後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
	風疹（3日ばしか）	発疹が消失するまで
	水痘（水ぼうそう）	すべての発疹が痂皮化するまで
	咽頭結膜熱（プール熱）	主要症状が消退した後2日を経過するまで
第3種	結核、髄膜炎菌性髄膜炎	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
第3種	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、その他の感染症	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで

受診する医療機関によっては、感染症登校許可書の発行に費用がかかる場合や発行してもらえない場合があります。そのような場合は、担任または養護教諭に相談し、保護者において別様式「登校許可報告書」を記入のうえ学校へ提出していただきます。